

金融審議会金融分科会基本問題懇談会の設置について (案)

平成 21 年 7 月 29 日

- 今次の世界的な金融危機の発生やその影響等を踏まえ、今後、金融審議会においては、我が国金融・資本市場のあり方につき、多面的かつ機動的に取り組んでいくことが求められる。
- 以上の問題意識の下、金融審議会の各部会等における審議につき、その密接な連携を図るため、金融審議会金融分科会の下に、各部会の部会長・部会長代理及びワーキング・グループ座長からなる基本問題懇談会を設置する。
- 基本問題懇談会においては、我が国金融・資本市場をめぐる状況等につき意見交換を行うとともに、これを踏まえ、各部会等における審議について必要な調整等を図るものとする。